

科目等履修生について／免許法別表第8（第6条関係）

免許法別表第8で小学校免許状の取得を考えています。教育委員会から12単位の修得の指導を受けているのですが、通信教育ではどのくらいの期間が必要になりますか。

個人によって差異はありますが、12単位の履修であれば1年間で十分に修得できる範囲です。正科生であれば年間で40単位を超えて修得されていく方も少なくありません。

なお、本学の開講科目単位の構成上、修得単位が12単位よりも多くなる場合もございます。

出身大学で中学校音楽の教員免許状を取得し、卒業後、音楽専科教員として小学校で6年間勤務しています。小学校2種免許状を取得したいと考えているのですが、免許法別表8で単位を修得することは可能でしょうか？

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」が令和4年7月1日から施行され、「免許法別表第8」における最低在職年数の対象に、授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものが追加されました。

従いまして、中高の教員免許状を所有し、小学校での在職経験が3年以上あれば、免許法別表8を根拠に小学校2種免許状を取得することが可能となります。なお、具体的な修得科目（単位）や在職年数については各都道府県教育委員会が規定しています。各自で各都道府県教育委員会に確認をしていただく必要がございます。

